

建設業者と配置技術者との雇用関係の有無を「雇用保険被保険者証」により確認する基準日を原則として、「**確認（受理）通知年月日**」に変更します。

建設工事の現場に設置する主任技術者及び監理技術者について、その雇用関係を「雇用保険被保険者証」により確認する場合は、公共職業安定所が発行する雇用保険被保険者資格取得確認等通知書の「確認（受理）通知年月日」を基準とし、所属する建設業者との雇用関係の有無及び期間を確認することとします。

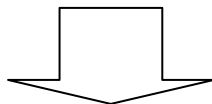
ただし、「確認（受理）通知年月日」が同通知書中「被保険者となった年月日」から15日以内の日（初日参入）の場合には、「被保険者となった年月日」から雇用されていた者とみなすこととします。

1 改正する内容

雇用保険被保険者資格取得確認等通知書中の確認する日を変更する。

ただし、監理技術者資格者証、健康保険被保険者証で確認する者は除く。

(改正前) 被保険者となった年月日



(改正後) **確認（受理）通知年月日**

2 適用年月日 平成24年6月1日以降の入札公告日

【お問い合わせ先】

各入札案件（工事）を所管する事務所にお問い合わせください。